開催案内

信書便制度説明会

平成 27年 6/11(木)

会場 四国総合通信局 6階会議室

(松山市宮田町8-5)

時間 14:00~16:00(開場:13:30)

主催 四国総合通信局

参加無料

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月の民間事業者による信書の送達 に関する法律(信書便法)の施行により、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民 間事業者による信書送達事業への参入が着実に進んでいます。

本説明会は、第1部で、信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、 第2部では、事業許可の申請手続等について説明します。この機会に是非御参加いただき、信 書便事業等について深く御理解いただく場とさせていただきます。

(内容)

第1部(全参加者対象)

14:00~15:10

- (1) 信書便制度の概要
- (2) 信書の定義及び信書に該当する事例
- (3) 信書便事業の現状とサービス事例

第2部(事業参入希望者対象) 15:20~16:00

- (1) 特定信書便事業の概要
- (2) 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- (3) 事業開始以降の遵守事項



(申込方法)

参加を御希望の方は、次ページの申込書に記載の上、平成27年6月4日(木)までに E-mail、FAX等によりお申込みください。

定員40名に達した場合、先着順にて締め切らせていただきます。

FAX 089-936-5007

E-mail shikoku-shinshobin@soumu.go.jp

(お問合せ先)

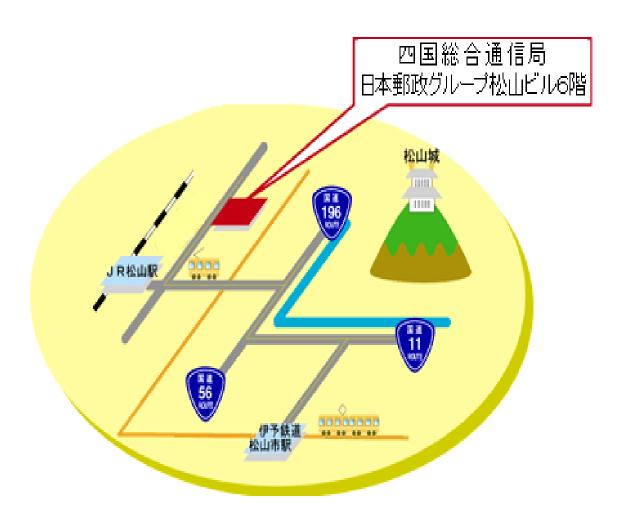
四国総合通信局 総務部 信書便監理官 東條 TEL 089-936-5031

申 込 書

参加	第 1 部 / 第 2 部
団体名	
連絡先	電話番号 住 所
参加者名	(所属・役職・氏名)

※御連絡いただきました個人情報は説明会の参加集約、御連絡以外には利用しません。

案 内 図



- ・JR松山駅から徒歩で5分程度(距離350m)です。
- ・来庁者用駐車場は余裕がないため、公共交通機関を利用して御来場ください。
- ・館内禁煙です。